

## 藤沢市教育委員会定例会（２月）会議録

日 時 2009年2月6日（金）午後3時

場 所 東館2階教育委員会会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の決定

3 前回会議録の確認

4 議 事

(1) 議案第33号 市議会定例会提出議案（平成20年度藤沢市一般会計補正予算（第8号））  
に同意することについて

(2) 議案第34号 市議会定例会提出議案（藤沢市スポーツ振興基金条例の制定）に同意す  
ることについて

(3) 議案第35号 県費負担教職員の人事異動について

(4) 議案第36号 藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

5 その他

(1) 次世代育成支援対策推進法に係る特定事業主行動計画の改定について

6 閉 会

出席委員

1 番 小 野 晴 弘  
2 番 鈴 木 紳一郎  
3 番 澁 谷 晴 子  
4 番 平 岡 法 子  
5 番 川 島 一 明

出席事務局職員

教育総務部長	落 合 英 雄	生涯学習部長	高 木 三 広
教育総務部参事	古 谷 一 幸	生涯学習部担当部長	平 綿 文 恵
教育総務部参事	茂 木 利 夫	生涯学習部参事	川 竹 律 夫
教育総務部参事	桑 山 光 生	教育総務部参事	酒 井 一 二
生涯学習部参事	熊 谷 正 明	総合市民図書館長	関 水 秀 樹
学 務 課 長	吉 田 正 彦	学校教育課主幹	吉 田 早 苗
学校施設課課長補佐	佐々木 啓 治		
書 記	秋 山 曜	書 記	中 山 裕 子

午後 3 時 00 分 開会

鈴木委員長

ただいまから、藤沢市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

鈴木委員長

それでは、日程に移ります。

会議録署名委員の決定ですが、本日の会議録に署名する委員は、1 番・小野委員、3 番・澁谷委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、1 番・小野委員、3 番・澁谷委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

鈴木委員長

次に、前回の会議録の確認をいたします。何かありますか。

特にありませんので、このとおりの承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長

それでは、このとおりの承することに決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

鈴木委員長

議事に入ります前に、議案第 33 号市議会定例会提出議案（平成 20 年度藤沢市一般会計補正予算（第 8 号））に同意することについて、及び議案第 34 号市議会定例会提出議案（藤沢市スポーツ振興基金条例の制定）に同意することについては、平成 21 年 2 月の藤沢市議会定例会への提出案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく市長からの意見聴取案件となっており、市議会定例会への提出前であります。また、議案第 35 号県費負担教職員の人事異動については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条により、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長

ご異議ありませんかので、議案第 33 号市議会定例会提出議案（平成 20 年度藤沢市一般会計補正予算（第 8 号））に同意することについて、議案第 34 号市議会定例会提出議案（藤沢市スポーツ振興基金条例の制定）に同意することについて、及び議案第 35 号県費負担教職員の人事異動については、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

鈴木委員長

これより議事に入ります。

議案第 36 号藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

桑山教育総務部参事

議案第 36 号藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出いたしましたのは、平成 20 年度 3 月に学習指導要領の改訂に伴いまして、休業日に授業日を設定する規定を新たに明記する必要があるものです。

管理運営規則の 4 条の次に次の 1 条を加える。

(休業日における授業日の設定)

「第 4 条の 2 校長は、第 3 条に規定する休業日に振替をせずに授業日を設定する場合は、教育委員会に申請しその承認を受けなければならない。」の項目を新たに追加いたします。以上です。

鈴木委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 36 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

平岡委員 休業日に授業日の設定ということは、全校一斉でなくとも学年単位あるいは学級単位でもできるのでしょうか。

桑山教育総務部参事 これまでも休業日に授業を設定することはありました。例えば土曜日に父親を対象とした参観日を設けるなどの場合、振替として別の授業日を休業日とするという形の規定はありました。今回は、そういう形ではなくて、休業日に授業を増やす形で設定することを指しております。方法は、基本的に各学校は年間の指導計画を年度当初に策定するわけですが、その中で教育的な効果が見込まれるという場合に、前もって計画的に設定するというところでございます。単位としては、学校全体でなくても学年単位等は考えられますが、学級単位となりますと学級担任の裁量になってしまうので、そういったケースはないのではないかと思います。具体として考えられますのは、例えば夏休みを利用して職場体験学習を行うときに、3 日間程度夏休みに授業日を設けたりすることは考えられます。

澁谷委員 提案理由の「学習指導要領の改訂に伴い」ということについて、もう少し詳しくご説明ください。

桑山教育総務部参事 今回の学習指導要領の改訂で、報道等ではよく書かれている内容ですが、授業時数が増えただけでなく、授業を弾力的に運用するということです。1 単位時間が中学校の場合 50 分、小学校の場合 45 分という標準時間がございしますが、これを例えば 15 分にして帯状に 3 日間で合わせると 45 分で 1 単位時間というような設定の仕方、中学校でしたら、実際に運用するかどうかわかりませんが、10 分で 5 日間の月から金まで行って、1 単位時間と計算上はできるわけです。今のは、時数だけで簡単にお話ししましたが、教育的な効果という内容的なものを優先して考えた際に、その方がより教育的な効果が得られるという場合には、そういった設定も可能であるということが書かれております。それと同様に、長期休業等の休業日を利用して集中的に何か行うような教育活動が、より教育的な効果を生むと

いう考えのもとに設定された場合、休業日の利用も考えられるということ  
でございます。

澁谷委員 年間何日まで、といった規定はないのですか。申請ごとに承認する  
しないかということですか。

桑山教育総務部参事 特にございません。ただ、休業日を設けるなら設ける  
なりの意味があるわけで、その辺は教育効果との兼ね合いになってくる  
と思います。

平岡委員 今までも全生徒ではないかもしれないけれども、中学校では補  
習授業的なものを行っていましたが、そういうのは指導計画策定の折に  
事前に組み込んで、これに該当するものにするのかどうかお伺いし  
ます。

桑山教育総務部参事 これまで、休業中にフォロー学習や補習は中学校  
で行われておりましたが、これは授業ではなく、あくまでも参加できる  
子どもに対して行ってきた個人的な学習という位置づけです。これに  
ついて、授業時数、授業日数として扱うということではございませ  
ん。特に、夏休みに多く利用されると思うのですが、この期間とい  
うのは、中学校の場合に部活動のさまざまな大会がある中で、全  
員一律に授業として実施することが今の段階では難しいところがあ  
りますので、先行きは行事等を整理していく中で、設定が可能な日  
を設定していくというようなことになっていくのではないかとと思  
いますけれども、現段階ではなかなかそういう設定が難しい現状に  
ございますので、授業日として全校なり1学年すべてを集めて授  
業を行うということではなく、参加できる者が参加する中で、学  
習を進めることになるかと思ます。

平岡委員 そのことは今までどおり、授業日数にはカウントしないとい  
うことですか。

桑山教育総務部参事 はい。

鈴木委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませ  
んか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長 それでは、議案第36号藤沢市立学校の管理運営に  
関する規則の一部改正については、原案どおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

鈴木委員長 次に、その他に入ります。

(1) 次世代育成支援対策推進法に係る特定事業主行動計画の改定に  
ついて、事務局の説明を求めます。

吉田学務課長 次世代育成支援対策推進法に係る特定事業主行動  
計画の改定について、ご説明いたします。(議案書参照)

この計画の名称は、「すこやか子育て支援プラン～職員みんなで支  
える育児～」です。この行動計画は、職員が親として安心して子  
育てをしていくことができるよう、職場を挙げて支援することを  
目的としたものです。次世

代育成支援対策推進法は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間の時限法です。教育委員会の行動計画は、藤沢市の行動計画にあわせて平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 5 年間にわたる行動計画を、平成 17 年 3 月の教育委員会定例会におきまして了承していただきました。

教育委員会には県費負担教職員がおりますので、教職員と事務局職員が一体となった行動計画をつくる必要があるため、市の行動計画に若干言葉を変えて、教職員を対象とした計画内容になっております。平成 20 年度に藤沢市が見直しを行ったことにあわせて、教育委員会も見直しを行ったものです。

11 ページ以降の網掛けの部分が改定する部分です。11 ページから行動計画の取り組みの主な点についてご説明いたします。

(1) 子育てに関する制度の周知と意識啓発では、「育児短時間勤務」を加えました。この勤務制度は、平成 20 年 4 月から始まりました小学校就学前の子を養育する上級職員を対象に、職業と家庭生活を両立するための環境整備として、「週あたり 20 から 25 時間の勤務形態を選択することができる」というものです。さらに、意識啓発の対象に「所属長」を加えたものです。

(2) 妊娠中及び出産後における支援では、「育児参加休暇」を加えました。この休暇は、職員の配偶者の産前産後 8 週間ずつの間に、例えば出産した子の授乳や小学校入学前の子の保育園への送迎など、生活上の世話をするために 5 日間の有給休暇を与えるというものです。そのほかに申出があった場合、職場に周知するよう所属長に義務づけたこと、それから事務分担を「業務分担」として、より広い範囲の文言としたということです。

(4) 配偶者の出産にかかる休暇、育児参加休暇の取得では、男性職員が積極的に子育てに係わることができるよう協調し、さらに職場全体での協力し合えるよう文言をつけ加えました。

最後に、市の計画と教育委員会の行動計画の違う部分ですが、時差出勤と市の計画には書いてありますが、教育委員会の計画では従前のままでございます。それから施設内託児所設置のための検討の部分について、市では市民病院のことが書かれておりますが、教育委員会は実態の違いがございますので、以前のままの記載として変更はございません。以上です。

鈴木委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対してご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

川島委員 改定に際してより一層明確にされたところがあったとか、意見があったのでしょうか。

吉田学務課長 5 年間の中間年に見直しを行うところを 1 年おくれまして、20 年度に行ったということでございます。内容的には市の部局の方で見直しの検討会が

行われており、それに歩調を合わせるということで教育委員会でもその検討結果を受け、新しい制度が入ったということ、それから所属長と、周知を図るところをつけ加えたものです。

澁谷委員 網掛けの部分は、市の子育て支援プランも同じように変わっているということですか。

吉田学務課長 県費教職員には県の条例を使用するというので、市の条例と多少言葉が違ったり、実際には市の条例に使われていなかったりというようなものもありましたので、そこを合うように変更したということです。

平岡委員 14 ページの育児休業、部分休業、育児短時間勤務という中で、これらの制度の対象となる男性職員が、いずれか1つ以上の制度を利用する割合を平成 21 年度までに 10%にしますというのは、余りにも低い目的設定ではないですか。1つずつを 10%にというのは、いずれか1つ以上の制度を利用する割合を 10%にというのは、余りにも低すぎるのではないかと思います。実態として利用されていないというふうに思うので、もう少し利用ができるように設定を高くしてはいかがでしょうか。

吉田学務課長 啓発に努めておるのですが、なかなか取得が進んでいないという実態がございます。10%という数値目標を設定したのですが、なるべくこれに近づけるように努力していきたいと思いますが、これ以上数値を高くするのは難しいと思っていますところでは。

小野委員 10%を達成した後に、また目標を設定することはできるでしょうけれども、なかなか取得する職員が少ないという実態がございます。まずは 10%をクリアしたいと思います。

平岡委員 今までの実態はどのくらいですか。

吉田学務課長 育児休業、部分休業、育児短時間休業という 3つの制度はすべて無給制度ですので、取得が低い。男性の育児休業の取得というのは、私の知る範囲ではこの制度が始まる以前ですけれども、1名が取得しております。

平岡委員 短時間勤務などはないのですか。

吉田学務課長 育児短時間勤務制度は 20 年 4月から始まりまして、実際、途中からの育児短時間勤務というのが学校の担任をしているといったことから難しいという状況です。これは希望される方は、4月からの年度の切り替えで可能であれば、取得の啓発を行っているということで、現在、取得希望をしている方は女性 2名です。

鈴木委員長 施設内託児所が市民病院にはあり、学校にはないようですが、将来、設置の計画はあるのでしょうか。

吉田学務課長 市民病院のように多くの方が集中して勤務している場所については、それなりに設置の可否の検討も進みやすいのですが、学校ですと範囲が広いと

ということもあり、既存の保育園等の利用が勤務場所に近いといったこともあるということです。しかしながら、可否の検討を引き続き行うということですので、どのような形態が適しているかということの検討は続けてまいりたいと思っております。

鈴木委員長 市内に預けると高額なので、市民病院は多少安くしているのでしょうか、ぜひ安価で預けられるようにお願いします。

ほかにありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

鈴木委員長 以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

次回の定例会の期日を決めたいと思います。3月22日（日）午後3時から、場所は新館7階第3会議室において開催ということで、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

鈴木委員長 それでは、次回の定例会は3月22日（日）午後3時から、場所は新館7階第3会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後3時25分 閉会



この会議の経過を記載し、相違ないことを確認する。

藤沢市教育委員会委員長

藤沢市教育委員会委員

藤沢市教育委員会委員